

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令

内閣は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改める。

第五条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条中「十四万五千元」を「十万九千八百円」に、「法第二十条第二項第三号に規定する種類」を「同項の主務省令で定める区分」に改める。

第六条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第七条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条中「十一万三千五百円」を「九万

円」に、「法第二十条第二項第三号に規定する種類」を「同条第二項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める区分」に改める。

第八条を第十三条とし、第七条の次に次の五条を加える。

（登録認定機関の登録手数料）

第八条 法第三十四条の政令で定める手数料の額は、同条の申請一件につき十三万二千円を超えない範囲内において同条の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。

（登録認定機関の登録の有効期間）

第九条 法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録認定機関の登録更新手数料）

第十条 法第三十六条において読み替えて準用する法第二十一条第二項において準用する法第三十四条の政令で定める手数料の額は、法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の登録の更新の申請一件につき十万四千七百円を超えない範囲内において法第三十六条において読み替えて準用する法第二十条第二項において準用する法第三十四条の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。

（関係農業委員会等の意見の聴取）

第十一条 都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村をいう。第十四条において同じ。）の長は、法第三十七条第七項後段（法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条において「関係農業委員会等」という。）の意見を聴かなければならない。

2 関係農業委員会等は、前項の規定により意見を述べようとするとき（法第三十七条第七項（法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る法第三十七条第三項第二号の土地のうち、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超えるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十

三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、関係農業委員会等は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第十二条 法第四十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については三年とする。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第十四条 第十一条第一項の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条

第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る法第三十七条第一項に規定する輸出事業計画に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（日本農林規格等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第七十四条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条中「第七十四条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十条 法に規定する財務大臣の権限（法第三条第一項及び第四項並びに第四条（これらの規定を法第五条において準用する場合を含む。）、第六条並びに第九条第一項から第四項までに規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

第十七条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二条第一項に規定する農産物

二 第二条第二項に規定する畜産物

第十七条第三号中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「限る」を「限り、酒類を除く」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第三項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第五項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、「額に」の下に「、財務省」を加え、同条第二項及び第三項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第四項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「費用は」の下に「、財務省」を加え、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、「額に」の下に「、財務省」を加え、同条第二項中「第九条」を「第十条」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「第五条」を「第六条」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項及び第四項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（規格の対象となる酒類の原材料の要件）

第二条 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された

農薬、肥料及び土壤改良資材（使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。

以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

2

法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によつて生産された畜産物についての政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

一 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。

イ 前項に規定する農産物

ロ 当該植物の種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短

縮することに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める場合においては、主務大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

(1) イ又はロに掲げるもの

(2) 専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

二 次に掲げる基準に従って飼養されている家畜又は当該基準に従って飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであること。

イ 家畜の飼養、捕獲、輸送、と殺その他の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の

家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従って行うこと。

ロ 畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従っていること。

第三条 日本農林規格等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「限り、酒類を除く」を「限る」に改める。

(中小企業信用保険法施行令の一部改正)

第四条 中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「の保証及び」を「の保証、」に改め、「第三百三十九条」の下に「の規定に係る債務の保証及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第四十九条」を加える。

(沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正)

第五条 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「から第十八号まで」を「から第十九号まで」に改め、同条第十号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条第十一号中「第十六号及び第十八号」を「第十七号及び第十九号」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 沖縄において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この号において「輸出促進法」という。）第四十条第一項第一号に規定する認定輸出事業を実施する輸出促進法第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であつて、次のイ又はロに掲げる者に該当するもの 食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定輸出事業を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ 中小企業者 その償還期限が十年を超える資金

ロ 輸出促進法第四十一条第一項第二号に掲げる者 その者が資本市場から調達することが困難な資

金

（日本農林規格調査会令の一部改正）

第六条 日本農林規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による任命（臨時委員の任命にあつては酒類に係る日本農林規格に関する特別の事項の調査審議に係るものに、専門委員の任命にあつては酒類に係る日本農林規格に関する専門の事項の調査に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年十月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）	第十一条第一項の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る法第三十七条第一項に規定する輸出事業計画に係るものに限る。）
---------------------------------------	--

（地方税法施行令の一部改正）

第三条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の十八第二項第四号及び第五十六条の二十八第二項第二号中「及び第十四号」を「から第十号まで」に改める。

附則第七条第十三項中「、第十三号又は第十四号」を「又は第十三号から第十五号まで」に改める。

附則第十一条第四十項第四号中「第十四号」を「第十五号」に、「第十七号」を「第十八号」に改める。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「からワまで」を「からカまで」に改め、同号に次のように加える。

カ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第十一条第二

項及び第三項